

みどり市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、みどり市マスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)の有効な活用を図るため、キャラクターを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクターの名称及びデザインは、次のとおりとする。

- (1) 名称 みどモス
- (2) デザイン 次に掲げる基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザイン

基本デザイン



(使用の申請及び承認)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、みどり市マスコットキャラクター使用申請書(様式第1号)に、次に掲げるものを添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 定款、規約その他申請者の概要が分かる書類(申請者が法人又は団体の場合に限る。)
 - (2) 企画書、製作しようとする物品の見本その他キャラクターを使用する目的及び用途が分かるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請を承認するものとする。
- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (3) キャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を支援するような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
 - (5) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が使用するとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

- 3 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、みどり市マスコットキャラクター使用承認通知書(様式第2号)又はみどり市マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請及び承認)

第4条 申請者は、申請の内容を変更しようとするときは、みどり市マスコットキャラクター使用内容変更申請書(様式第4号)に、その変更の内容が分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、承認の可否を決定し、みどり市マスコットキャラクター変更使用承認通知書(様式第5号)又はみどり市マスコットキャラクター変更使用不承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。
(使用の中止等)

第5条 申請者は、キャラクターの使用を中止しようとするときは、みどり市マスコットキャラクター使用中止届出書(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用の中止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によりキャラクターの使用の承認を受けたとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

- 3 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用の中止を命じるときは、みどり市マスコットキャラクター使用中止命令通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

- 4 第2項の規定によりキャラクターの使用の中止を命じた場合において、申請者に損害又は損失を生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(申請者の遵守事項)

第7条 申請者は、キャラクターを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途に限りキャラクターを使用し、市長が指示する条件に従うこと。
(2) キャラクターを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
(3) 定められたキャラクターの色及び形状を市長の承認なく改変して使用しないこと。
(4) 市又はキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
(5) 市長が認める場合を除き、キャラクターに近接して、次に掲げるいずれかの表記を付すこと。

ア みどり市マスコットキャラクター みどモス

イ みどり市 みどモス

ウ みどモス

エ みどり市マスコットキャラクター

- (6) キャラクターを使用した日から30日以内に、キャラクターを使用して製作した

物品(その提出が困難又は適さないと認められる場合にあっては、使用した状況が分かる写真)を、市長に提出すること。

- (7) キャラクターを使用して製作した物品について、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)第 3 条に規定する意匠登録、商標法(昭和 34 年法律第 127 条)第 3 条に規定する商標登録その他著作物に関する自己の権利の登録をしないこと。

(損害の賠償等)

第 8 条 申請者が、キャラクターの使用により市に損害又は損失を与えたときは、市長は、申請者に損害の賠償又は損失の補填を請求することができる。

- 2 申請者が、キャラクターの使用により他の者に損害又は損失を与えた場合であっても、市長は、その損害の賠償又は損失の補填その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、キャラクターを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。